

## 令和7年度未来技術社会実装事業募集要領

## 1. 趣旨等

未来技術社会実装事業は、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援（各種交付金・補助金の活用や、制度的・技術的課題等に対する助言等）を行う。

支援期間は原則3年間とする。また、支援期間満了後も地方公共団体が継続を希望する場合は、支援期間の最終年度に継続申請書を提出し、内閣府の認定を受けた場合に、追加で2年間の支援を受けることができる。

なお、本事業による財政面の措置はなく、実証実験等の実施においては、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の各種交付金、補助金等を活用していただくことを想定している。

## 2. 募集する提案の対象

次の（１）～（４）に該当する事業を対象とする。

（１）未来技術を活用し、地域課題を解決する（地方創生に寄与する）事業であること。

（２）新規性、先進性があり、かつ、将来の横展開・本格普及にふさわしい事業であり、具体的には以下のア及びイの要件に該当する事業であること。

ア 次の①又は②の技術の実装に関する事業であること。

① 以下のいずれかに当てはまる未来技術

[1] AI、IoT、5G、クラウドコンピューティング、ビッグデータ

[2] 自動運転

[3] ロボット（ドローン含む）、VR/AR

[4] キャッシュレス・ブロックチェーン

[5] その他（上記に該当しないが未来技術として考えられるもの）

② 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等の研究開発成果を活用する技術

イ 多くの地域に共通する地域課題の解決を目指す取組や技術的に他地域への普及が可能な取組等で、取組の成果が他の地域へ広がる蓋然性が認められる事業であること。

（３）今後3年間（令和9年度まで）で実装（一部でも可）が見込まれ、5年間（令和11年度まで）で本格実装（恒常的なサービス提供）される事業であること。

（４）省庁横断的な支援を必要とする事業であること。

### 3. 提案者

都道府県、市区町村

※共同提案も可とする。

### 4. 提案書類

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおり。

別紙3-1「令和7年度スマートシティ関連事業応募様式」の「共通」（P1～P15）と「内閣府（地創）」（P16～P20）

※以下について記載は任意です。（提案事業と関係がない場合は記載不要です。）

P11「スマートシティサービス・アセット」、P12「都市OS」、P13「その他」、P15「スマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシート」

※参考資料（必要に応じて添付）は一覧を作成するとともに、連番を付し、提案書類のどの項目に対応するのか明らかにし、提案内容と関連性の低い参考資料の添付は避けること。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

### 5. 提案内容の評価

評価の観点は以下のとおり。

- (1) 「2. 募集する提案の対象」（1）～（4）の要件を満たしていること。
- (2) 「事業により期待される効果」や「未来技術の社会実装に関するこれまでの事業内容」などの提案内容について、具体的に記載され、地方創生への寄与に効果が見込まれること。

※合同審査における評価ポイントは別紙2「令和7年度スマートシティ関連事業の公募について」を参照すること。※後日公表予定

### 6. 留意事項

提案に係る事務局への相談については、透明性の確保の観点から、提案書類の提出以降は受け付けない（提案書類の提出前においては、事務局及び関係府省庁等への相談は差し支えない）。

### 7. 提案書類の提出方法、募集期間等

（提出方法）

提案書類（応募様式及び参考資料）は、電子メールで提出すること。  
提出先メールアドレスについては、下記の電話番号に問い合わせること。

（提出に当たっての留意事項）

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については、事務局まで直接問い合わせること。

必要に応じヒアリングを実施する場合がある（原則オンライン）。

（募集期間）

令和7年1月28日（火）～令和7年3月6日（木）正午まで

※締切後の提出は一切認めない。

（問い合わせ先）

内閣府地方創生推進事務局 未来技術実装担当

電話：03-6206-6175